

## 公益財団法人豊川市国際交流協会常務理事の報酬額について

公益財団法人豊川市国際交流協会常務理事の報酬額について、定款第33条に基づき、次のとおり定めるものとする。

常務理事の報酬月額	150,000円
-----------	----------

附 則

この定めは、令和2年4月1日から施行する。